

所得の低い方や特別の事情がある方は、申請することで、軽減・助成制度が利用できます。制度の対象になる場合、原則、申請した月の初日から適用されます。

負担限度額認定

施設入所やショートステイ利用時の居住費と食費が減額されます。

【対象者の要件】

本人が市民税非課税世帯であって、次の両方に該当する方

- (1) 別世帯（世帯分離等）の配偶者も市民税非課税
- (2) 利用者負担段階ごとの預貯金等資産要件を満たしている

※2号被保険者は段階に関わらず単身の場合1,000万円、夫婦の場合2,000万円以下

利用者負担段階	対象者	預貯金等資産要件	
		単身の場合	夫婦の場合
第1段階	生活保護受給者	要件なし	
	老齢福祉年金受給者	1,000万円以下	2,000万円以下
第2段階	年金収入額＋その他の合計所得金額が80万9千円以下の人	650万円以下	1,650万円以下
第3段階①	年金収入額＋その他の合計所得金額が80万9千円超120万円以下の人	550万円以下	1,550万円以下
第3段階②	年金収入額＋その他の合計所得金額が120万円超の人	500万円以下	1,500万円以下

（参考）年金収入額には非課税年金を含みます。

非課税年金…障害年金、遺族年金（寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含む）。

【対象サービス】

施設入所	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院
ショートステイ	短期入所生活介護、短期入所療養介護

※減額適用にならない施設もあります。

【減 額 内 容】

利用者負担段階ごとに、居住費と食費が下表の上限額までの負担となります。（日額）

利用者負担段階	居 住 費						食 費	
	ユニット型		従来型個室		多床室		施設サービス	短期入所サービス
	個室	個室的多床室	特養等	老健・医療院等	特養等	老健・医療院等		
第1段階	880円	550円	380円	550円	0円	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	480円	550円	430円	430円	390円	600円
第3段階①	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円	650円	1,000円
第3段階②	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円	1,360円	1,300円
標準的な利用者負担額	2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	437円	1,445円	1,445円

【必要書類等】

申請書、預貯金等の証拠書類の写し（本人と配偶者）、マイナンバー

【注 意 事 項】

- この申請における「配偶者」は、本人と別世帯の配偶者や内縁関係の方も含みます。
- 預貯金等には、現金のほか、有価証券、金・銀、投資信託も含みます。通帳（残高その他申告内容が確認できる部分）の写しを添付してください。
- 借入金、住宅ローン等の負債がある場合は、借用証書の写しを添付してください。
- 申請書裏面の銀行等への照会に対する同意書については、本人による署名または記入押印してください。
- 生活保護受給者の方も申請書の提出が必要です（預貯金等の申告は不要）。

利用者負担段階が第4段階の方の特例減額措置

市民税課税世帯であるため、施設入所に伴い利用者負担段階が第4段階（※）の居住費と食費を負担した結果、自宅にいる家族の生計が困難に陥ることのないよう、特例的に負担限度額認定の第3段階②を適用する措置です。

※第4段階とは、1ページに記載の負担限度額認定の対象者の要件に当てはまらない人の利用者負担段階です。

【対象者の要件】

次のすべてを満たす方

- (1) 世帯の人数が2人以上
- (2) 施設入所し、利用者負担段階が第4段階の金額を負担
- (3) 世帯の課税年金収入額と合計所得金額（年金所得は除く、譲渡所得は特別控除後の額）の合計額から、施設利用料（利用者負担額、居住費、食費）の年間見込額を除いた額が80万9千円以下
- (4) 世帯の預貯金等の合計額が450万円以下
- (5) 世帯全員が日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
- (6) 世帯全員が介護保険料（40～64歳の方は医療保険料）を滞納していない

【対象サービス】

施設入所	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院
------	--------------------------------

注）減額適用にならない施設もあります。また、ショートステイは対象外です。

【減 額 内 容】

負担限度額認定の第3段階②の金額（1ページ参照）に減額されます。

【必 要 書 類 等】

申請書、資産等申告書（特例減額措置用）、マイナンバー

【注 意 事 項】

- 施設入所に伴い世帯分離した場合は、分離前の世帯の状況で判定します。
- この申請における「世帯」には、本人と別世帯の配偶者や内縁関係の方も含みます。
- 資産等申告書には、施設利用料がわかる契約書等の写しと世帯全員の預貯金等の証拠書類（残高、その他申告内容が確認できる部分）の写しを添付してください。預貯金等には、現金のほか、有価証券、投資信託も含みます。
- 申請書裏面の銀行等への照会に対する同意書については、本人による署名または記名押印してください。

社会福祉法人等利用者負担軽減制度

社会福祉法人等が運営する介護サービスを利用する際の利用料（利用者負担額、居住費、食費）が軽減されます。

【対象者の要件】

市民税非課税世帯で、次のすべてを満たす方

- (1) 前年の年間収入が単身世帯で 150 万円以下（世帯員 1 人増加につき 50 万円を加算）
- (2) 預貯金等の合計額が単身世帯で 350 万円以下（世帯員 1 人増加につき 100 万円を加算）
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていない
（医療保険の被扶養者や住民税の扶養控除対象者ではない等）
- (5) 介護保険料を滞納していない

【対象サービス】

軽減適用を届け出た社会福祉法人等による次のサービス

特別養護老人ホーム入所	利用者負担額
短期入所生活介護（ショートステイ）	食費・居住費（負担限度額認定による減額を受けた場合に限りです）
小規模多機能型居宅介護	利用者負担額・食費・居住費
通所介護（デイサービス）	利用者負担額・食費
訪問介護（ホームヘルプ）	利用者負担額

注）総合事業の訪問型サービス・通所型サービス（現行相当）も含みます。

【軽減内容】

軽減割合 25%（高齢福祉年金受給者は 50%）

【必要書類等】

申請書、収入・資産等申告書

【収入・資産等申告書】

世帯全員の年間（1/1～12/31）の収入及び現在の資産等について記入してください。

年間収入	・年金（障害年金、遺族年金、恩給含む）、各種手当、仕送り（医療費、介護保険サービス費等の支払い含む）ほか、すべての収入 ・農業収入や事業収入については、その必要経費も記入
資産	・預貯金 …すべての口座の最新の残高と定期預貯金の額 ・現金 ・有価証券…申請日時点の価額 （居宅サービス等利用者負担額助成申請の場合、以下の 2 項目は記入不要） ・居住用以外の土地又は家屋・・・田畑等資産の種類とその場所 ・収入を補うために換金できる資産
扶養状況	・親族等の医療保険の被扶養者又は住民税の扶養控除対象者になっているか ・負担能力のある親族等に扶養されているか
添付書類 ・年間収入、有価証券等の資産がある場合は、証拠となる書類の写し ・通帳（上記 1 年間の出入金、残高その他申告内容が確認できる部分）の写し	

※申請月が 1 月から 7 月申請の場合は前々年、8 月から 12 月申請の場合は前年の通帳の写しが必要になります。当該年中に通帳が繰越された場合、繰越前の通帳も必要になります。

【生活保護受給者の方】

特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の個室利用時の居住費のみ軽減の対象です。軽減割合は 100% です。申請書の提出が必要です（預貯金等の申告は不要）。

居宅サービス等利用者負担額助成制度

居宅サービス等を利用した際の利用者負担額について、後から助成金を受けられます。

【対象者の要件】

市民税非課税世帯で、次のすべてを満たす方

- (1) 前年の年間収入が単身世帯で 103 万円以下、複数世帯で 164 万円以下
- (2) 預貯金等の合計額が単身世帯で 350 万円以下(世帯員 1 人増加につき 100 万円を加算)
- (3) 負担能力のある親族等に扶養されていない
(医療保険の被扶養者や住民税の扶養控除対象者ではない等)
- (4) 介護保険料を滞納していない
- (5) 生活保護受給者でない

【対象サービス】

居宅サービス（有料老人ホーム等入居時の介護保険分も含む）
地域密着型サービス（グループホームや小規模多機能型居宅介護等）
住宅改修費

注）総合事業の訪問型サービス・通所型サービス（現行相当）も含みます。
福祉用具購入費は対象外です。

【助 成 内 容】

利用者負担額の半額が、助成金として後から交付されます。

【必 要 書 類 等】

申請書、収入・資産等申告書（3 ページ参照）

災害など特別の事情による利用者負担減免

災害により住宅等の財産が著しい損害を受けたことや、事業の休廃止等により収入が著しく減少したことによって、介護サービスの利用料を負担することが困難と認められた場合は、利用者負担の減免を受けられますので、長寿課にご相談ください。

訪問介護利用者負担金助成制度

境界層該当（一部の負担を軽減することで生活保護を受ける必要がなくなる方）として、軽減を受けて障害福祉のホームヘルプサービスを利用していた方が、介護保険の訪問介護等を利用する場合は、利用者負担がかからないよう助成金が交付されます。

旧措置入所者の利用者負担等減免

介護保険制度が始まる前に措置により特別養護老人ホームに入所した方については、利用者負担額、居住費、食費の負担が介護保険制度開始前の額を上回らないよう減免されます。

お問い合わせ先

刈谷市役所長寿課 介護認定給付係 電話 0 5 6 6 - 6 2 - 1 0 1 3